**５ 学校感染症罹患時の対応について**

**（１）出席停止となる学校感染症（学校保健安全法施行規則による）**

以下の感染症にかかった場合は、出席停止になります。登校の際には、『出席停止報告書』を保護者の方が記入し、学校に提出してください。

**「出席停止報告書」は、**[**ここをクリック**](http://www.mie-c.ed.jp/ssugin/download/teisi/)

【第１種】治癒するまで出席停止

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるもの）、中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウイルスであるもの）、鳥インフルエンザ（病原体が鳥インフルエンザA（H5N１）ウイルス又は鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルスであるもの）

【第２種】次の期間出席停止

|  |  |
| --- | --- |
| インフルエンザ | 発症後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻しん（はしか） | 解熱した後３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 風しん（三日はしか） | 発しんが消失するまで |
| 水痘（水ぼうそう） | すべての発しんが痂皮化するまで |
| 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消失した後２日を経過するまで |
| 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 | 感染のおそれがないと認めるまで |

【第３種】病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、

急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症等）

**（２）感染拡大防止のために**

・３７度５分以上の発熱がある場合や、発熱がなくても本人の全身状態（風邪症状・食欲の

有無・普段の様子との違い等）を総合的に考え、ご家庭での休養が必要と判断した場合は、早退の連絡をさせていただきます。

・咳やくしゃみが出る時には、可能な限りマスクの着用をお願いします。

・汚物や吐物には、ノロウイルス等のウイルスが含まれている場合があります。汚物や吐物

が衣類に付着した際は、感染拡大防止のために学校では洗浄・消毒を行いません。その

ままご自宅へ持ち帰っていただき、ご自宅での消毒をお願いしています。

**＜ご自宅での汚物・吐物の処理方法＞**

　　　　マスク、使い捨て手袋を着用のうえ実施し、終了後は換気をしてください。

**・床**

汚物・吐物を取り除く。残った汚物・吐物の上にペーパータオルをかぶせ、その上から次

亜塩素酸ナトリウム0.1%液【500mlの水に、塩素系漂白剤(ハイター)を1０ｍｌ(漂白剤のキ

ャップ半分)加えたもの】を十分浸るように注ぎ、ペーパータオルでよく拭きとる。

**・衣類**

汚物・吐物を取り除き、次亜塩素酸ナトリウム0.02％液【１Lの水に、塩素系漂白剤(ハ

イター)を4ｍｌ(ペットボトルのキャップ１杯弱)加えたもの】に30分浸す（色落ちする可能性

あり）。色落ちが心配なものは、85℃以上の熱湯に１分以上浸す。

その後、他の洗濯物とは別に洗濯をする。